

農地法施行規則第 78 条第 2 号に基づく申出書

年 月 日

松山市農業委員会会長 殿

住所：

氏名：

下記の農地について、農地法施行規則第 78 条第 2 号の規定に基づき、耕作の事業の継続が困難であって、農地法第 33 条第 2 項において読み替えて準用する農地法第 32 条第 3 項の規定による公示が必要である旨を申し出ます。

記

農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	登記名義人 （※ 1）	登記名義人と 申請者との関係 （※ 2）

（注）（※ 1）、（※ 2）については分かる範囲で記載して下さい。
相続人関係図等を添付することも可能です。

（記載要領）

届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

（備考）

- 1 農地の所在等欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 2 「農地法第 33 条第 2 項において読み替えて準用する農地法第 32 条第 3 項の規定による公示」とは、当該農地について、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなおその農地の所有者等（その農地が相続等により共有状態になっている場合には、2 分の 1 を超える持分を有する者）を確知することができないときに、その旨を公示するものです。

この公示によっても所有者等を確知することができない場合には、知事の裁定を経て、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構が当該農地の利用権を取得することがあります。